

# 第 1 部

住民が主役の町づくりに向けて

# 第1章 町民組織

## 第1節 町内会

### 現況

町内会は、地域社会のコミュニティ運動実践の中心組織として、豊かで住みよいまちづくりを推進するため、子ども会や清掃活動などの個別的で多彩な活動を行っているほか、行政の協力機関として大きな役割を果たしています。

近年では、急速に進む少子高齢化に伴う育児問題や介護問題、環境対策としてごみの減量化とリサイクル運動の推進、そして防犯活動など、住民の協力なくしては展開できない課題が多くなってきており、町内会活動に寄せられる期待は大きくなっています。

連合組織として、新得・屈足両市街地区にそれぞれ町内会連合会があり、また全町組織として、新得町連合町内会が組織され、活発な活動が展開されています。

### 課題

急速に進む少子高齢化に伴う介護問題、子どもたちを巡る問題などはもとより、環境問題など、地域支援体制がより必要とされ、災害時の地域での助け合い運動などが重要となっていており、町内会活動の活性化を促進する必要があります。

### 主要施策

- 1 自立した活動ができるよう必要に応じ適正な援助や助言などにより町内会活動の活性化を図ります。
- 2 特色ある活動を推進するため、上部団体の補助制度などの情報の提供を行います。
- 3 高齢化世帯の増加や戸数の減少などにより、活動に支障をきたしている町内会の再編を、新得町連合町内会と連携を図りながら検討します。

## 第2節 町民憲章推進協議会

### 現況

町民憲章は、昭和48年にまちづくりの規範として制定され、その実践組織として昭和49年に町民憲章推進協議会が発足しました。町民憲章推進協議会では、町民憲章の基本理念の具体化のため、指標を設定し、実践活動を推進しています。

実行委員会方式で毎年実施している「まちづくり大会」は平成8年度から平成12年度までは、ふれあい健康まつりと共催形式で開催し、たくさんの町民の参加を得ました。平成13年度からは従来どおり実行委員会単独により講演会形式で町村合併をテーマに開催し、町内外からたくさんのかたの参加を得、平成14年度で第32回を迎えました。平成15年度においても講演会形式で市町村合併をテーマに開催を予定していましたが、合併に関する結論が出ていない状況での開催はむずかしいとの判断から、情報収集の期間とし1年間開催を休止しました。

平成16年度は自立の道を選択することに決定したため、住民と行政の協働をテーマに開催しています。平成17年度からは健康問題をテーマとして開催し、平成19年度、平成20年度は認知症問題をテーマにパネルディスカッション方式で開催しました。平成21年度は、町長の公約について、広く町民に知ってもらうため、講演会形式により開催しました。

#### まちづくり大会の参加者等の推移

区 分	平成17年度 第34回まちづくり大会	平成18年度 第35回まちづくり大会	平成19年度 第36回まちづくり大会	平成20年度 第37回まちづくり大会	平成21年度 第38回まちづくり大会
開 催 日	10/27	10/26	10/23	10/22	10/21
参加者数	137人	139人	172人	190人	165人
大 会 テ - マ	「健康と医療」	「食と健康」	「認知症の予防と健康」	「認知症にならないために」～親も自分も～	「明日のしんとく」

#### 課題

町民憲章推進協議会は、町民憲章の基本理念の具現化のため実践活動を推進していますが、事業の硬直化が見られるため、事業内容の見直しをはじめ、組織のあり方について検討する必要があります。

また、まちづくり大会においては、幅広い年齢層の参加が得られるような取組を進める必要があります。

新生活運動の実践のためには、住民の具体的な生活課題について、住民自らの努力によって、より広く共通理解を広められるようなコミュニティづくりをすることが必要です。

#### 主要施策

- 1 住みよいまちづくりを推進するため、幅広い年齢層の住民参画を図ります。
- 2 新生活運動を充実するため、関係団体と協力しながら運動を進めます。

## 第3節 町づくり推進協議会

### 現況

町づくり推進協議会は、町内の主要団体関係者と一般公募による委員で構成し、町づくりの推進にあたっては、町総合計画に基づいた各分野の施策・事業に意見を反映することにより、重要課題の認識を共有し、長期的そして総合的な行政運営計画に参画しています。

#### 参考 町づくり推進協議会の概要

会長：新得町長 副会長：議長・副町長・教育長 委員数：50名 部会数：6部会

任期：平成21年4月1日～平成23年3月31日

活動 第7期総合計画前期計画の総括

第7期総合計画後期計画の策定

国や道等に関する機関の事業推進

各部会分野ごとにおける事業計画等の参画と推進

### 課題

自立の町づくりを進めるためには、町民や各種団体との協働と理解が必要であり、町づくり推進協議会もその一翼を担っています。

町民の声を活かし、また推進する施策の趣旨や課題を共有し、住民主体の行政を推進する力を発揮する必要があります。

### 主要施策

- 1 各種事業への参加を推進します。
- 2 委員からの意見提案による開催を進めます。
- 3 部会の横断的な施策討議の場を設けます。

## 第4節 町民活動総合補償

### 現況

町内において、様々な分野で自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与する活動である公益的活動が取り組まれています。平成22年7月、町民の方が安心して活動していただき、さらに活発に活動が展開されるための環境づくりを行っていくため、公益的活動中に万一事故が起こった場合に救済する制度として町

民活動総合補償制度を制定しました。

### 課題

平成22年7月から適用制度ですので、町民が安心して活動するために、啓発活動が必要です。

### 主要施策

各種広報などを通じたPRをはじめ、啓発活動強化に努めます。

## 第2章 都市間交流

### 現況

昭和63年6月10日宮崎県五ヶ瀬町と姉妹町の盟約、平成6年11月6日山形県東根市と友好都市提携調印を行い町民、職員による交流を行っています。

姉妹町（五ヶ瀬町）との交流～少年少女使節団派遣

友好都市（東根市）との交流～職員派遣（隔年実施）

平成16年9月7日に東根市と災害相互援助協定締結。

町民使節団の派遣（友好協会事業）

特産品の販売、利用促進

### 課題

町民、児童生徒による両市町間の交流を進め文化面や教育面の相互交流を行う必要があります。

また、町内企業や観光面から両市町間との交流により特産品等のPRや販路の検討をする必要があります。

### 主要施策

- 1 交流の推進を図ります。
  - (1) 町民使節団の派遣を進めます。
  - (2) 学校間交流を検討します。
  - (3) 少年少女使節団の派遣を進めます。
- 2 民間による経済、産業の交流推進を図ります。

特産品の販売、利用促進を進めます。

## 第3章 男女共同参画

### 現況

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定されました。男女共同参画社会基本法では、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を目指しています。女性の平等な共同参画は、世界的な時流にあり、男女共同参画社会の形成に向けた支援・援助と両性の町づくりへの積極的な参加が求められています。

町では「附属機関等の設置及び運営に関する基準」を設け、各種附属機関、協議会及び委員会等への女性の登用を推進しています。

委員会、審議会等への女性登用数（平成22年4月1日現在）

団体数	定数	現在数	内女性数
32団体	338人	328人	84人

また、近年では、配偶者や恋人からの暴力「ドメスティック・バイオレンス」（DV）の増加が社会問題となっています。DVやセクシャル・ハラスメントなどの異性を対象とした暴力は共同参画社会の形成を阻害する要因であり、改善へ向けた対策が求められています。

### 課題

男女共同参画を推進するためには、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識を見直し、個々人が望む役割選択が可能な社会の形成を目指す必要があります。

同時に、従来は男性が大半を占めていた政策の企画・立案段階への女性の登用を増やし、女性に関する施策を女性自身が選択・決定できる体制が必要となります。

そのためには、より多くの女性へ参画を呼びかけるとともに、男女共同参画の達成を阻害する要因であるDV問題等について、情報提供と啓発活動を行う必要があります。

### 主要施策

- 1 男女共同参画の意識啓発を図ります。
- 2 委員会、審議会等に青年・女性の積極的な登用を図ります。
- 3 DV防止に向けて、情報提供と啓発活動を行います。

## 第4章 夢基金

### 現況

夢基金事業は、町民自らが行ういきいきとして個性的なふるさとづくりを推進するため、平成6年度から実施されました。

この事業では、町内に住所を有する個人・団体等が行う「地域おこし事業」、「地場産業の振興事業」、「人材育成」、「地域の活性化事業」のうち一定の条件を満たすものを対象とし、その事業費の2/3以内で、100万円を限度として助成しています。

#### 事業の条件

- 町民に事業の成果の還元が期待されるもの
- 宗教的・政治的な宣伝を目的としないもの
- 新たに実施する事業、または、すでに行っている事業の新しい展開・拡大であるもの
- 継続的な補助を必要としないもの
- 他の補助制度などを利用できないもの
- 全体計画及び将来構想に夢や可能性が感じられるもの

基本事業は町民主体で運営するものとして、基金そのものは町が管理しますが、その果実を使った事業は町民憲章推進協議会委員と町民からなる夢基金運営委員会（町長の委嘱・委員10名・監事2名・任期2年）で運営しています。

基金原資には、指定寄附金を充てることとし、基金総額は平成21年度末で181,140千円余りとなりましたが、長引く不況等により低金利のため増資は寄附金のみとなり、事業に対する果実は基金を取り崩して交付しています。

平成21年度まで、応募件数56件のうち認定件数40件、総額29,139千円を交付しています。

### 課題

夢基金は16年が経過し、認定した事業についても徐々に成果をあげ、町民に「まちづくりは自らの手で」という意識が広がってきています。

今後は、さらに町民が自ら個性的なふるさとづくりを推進するために起爆剤として機能した事業をどう育てていくか、町ぐるみで考えていく必要があります。

また、基金の利息で運用する予定が、長引く不況等による低金利のため、原資を取り崩しての運用となっています。

### 主要施策

- 1 夢基金事業の趣旨、目的の浸透を図るため、広報、各種会合等で周知を行います。

- 2 基金の内容についての理解を深めるため、運営委員（10名）及び監事（2名）による窓口を設けます。
- 3 制度の見直しを図ります。

## 第5章 広報・広聴

### 現況

#### 1 広報関係

広報紙は行政と住民をつなぐ重要な役割を担っています。

定期広報の発行	毎月15日
お知らせ広報の発行	毎月1日
町勢要覧の作成	
広報ビデオの制作	3年に1回制作（20分もの）、平成23年度予定
暮らしのカレンダー制作	3,500部

#### 2 広聴関係

各種懇談会の参加状況は、減少傾向にあり、固定化傾向にあります。

「ぽっかぽか <sup>しん</sup> トーク」の開催	5会場、50名前後。5人以上の集まりの要請
まちづくりレター	まちづくり提言の手紙とインターネット、平成21年度19件
町内施設見学会の開催	年1回実施、20名前後、町長との懇談会も合わせて実施
企業訪問の実施	町内各事業所を訪問
町民相談窓口の設置	町民課窓口を設置

### 課題

住民ニーズを的確に把握するため、広報紙による見やすく分かりやすい情報の提供と広聴活動の幅広い層への拡大を図っていく必要があります。

### 主要施策

- 1 町民が必要とする情報を分かりやすく伝える広報紙づくりを進めます。
  - (1) 企画記事の充実
  - (2) 読みやすい広報紙づくり
    - 定期広報の発行 毎月15日発行



お知らせ広報の発行 毎月1日発行

(3) 広報活動の充実

町勢要覧の作成

広報ビデオの制作

暮らしのカレンダー作成

ホームページの充実

2 より広く町民の声を収集するために、広聴活動の充実を図ります。

(1) 「ぽっかぽか<sup>こ</sup>トーク」の開催

(2) まちづくりレター

(3) 町内施設見学会の開催

(4) 町民相談窓口の設置

(5) 企業訪問の実施

## 第6章 行財政

### 第1節 行政機構・行政改革

#### 1 行政機構

##### 現況

自己決定・自己責任を原則とする地方分権が強力に推進されている中で、町民と行政が一体となり、自主性と自立性をもった行政運営が求められている現状の中で組織機構の見直しを行い、課のスリム化を目指しています。

(1) 平成14年度課統合（建設課と水道課を施設課へ統合）

平成22年度課統合（農林課と商工観光課、税務課と住民生活課を統合）

(2) 第2次定員管理計画及び第3次定員管理計画の実施

職員数の推移

（4月1日現在）

	平成12年～平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
減員	24	4	5	7	5	8
増員	3	3	4	3	6	6
合計	114	113	112	108	109	107

(3) 行政事務改善委員会による機構検討

## 課題

今後も定年退職者が多く見込まれることから、業務内容に応じた職員の適正配置及び組織、機構を効率的に運営していくため、行政事務改善委員会等による機構等の見直しを行う必要があります。

- ( 1 ) 行政需要に対応できる組織検討  
人員管理計画の適正化
- ( 2 ) 機構のスリム化

## 主要施策

- 1 行政機構の見直しによる課の統廃合スリム化を図ります。
  - ( 1 ) 行政事務改善委員会を設置し、行政機構の見直しを図ります。
  - ( 2 ) 第4次定員管理計画を策定します。
- 2 計画的な行政推進体制の構築を図ります。
  - 地域戦略室の企画調整機能の強化を図ります。

## 2 行政改革

### 現況

自立した行財政を推進し、より効率的な行政運営を実現させるため行政全般の見直しが必要とされています。

住民の行政需要が多様化、高度化する中、住民サービスの一層の充実を図るため平成5、10、16、19年に行政事務改善委員会を設置し、事務全般の合理化、迅速化について検討見直しを実施しておりますが、更に推進していく必要があります。

### 課題

行政運営の質・量とも変化し増大する事務事業の執行にあたっては、町民と行政の担当すべき分野を的確にとらえ、民間の技術、経験、能力を活用するのがより効果的な業務については、積極的に民間活力の導入を検討する必要があります。

また、地方分権時代を担うにふさわしい人材の育成には、職務遂行能力及び政策立案能力の向上と、経営感覚や常に町民の視点で考える職員の意識改革が必要となります。

- ( 1 ) 行政事務の見直し  
事務の円滑化と事務処理の能率向上

( 2 ) 職員の資質向上

新規採用職員の即戦力化及び若年層職員のスキルアップ

( 3 ) 民間活力の導入

「民間でできることは民間に」を基本に行政責任の確保のうえ、効率化や経済性を充分考慮し、民間に委ねた方がより効率的・効果的に執行できるものについての調査検討が必要です。

## 主要施策

- 1 O A 機器による事務処理の向上を図ります。
- 2 地方分権に対応した職員の人材育成を進めます。  
研修による資質の向上を図ります。
- 3 町内の公の施設の民間活力の導入を進めます。  
指定管理者制度の導入によるスリム化した施設管理体制の構築を図ります。

## 第 2 節 財務・税務

### 1 財政計画の指標設定

#### 現況

社会経済状況が激しく変化する中で国や道の財政が悪化し、歳出削減が進むとともに、各種補助金や交付金の在り方もめまぐるしく見直される傾向にあります。

一方、少子高齢化が進む本町にあって、町民の行政サービスへのニーズは多様化・複雑化、高度化が進み、今後も更に高まっていくと予想されます。

このため、住民とともに長期的視野に立ったまちづくりを実現し、新たな行政ニーズに対応できる柔軟な財政運営が必要です。

過去 5 年間の財政状況指標は表 1 のとおりで、財政の健全性が伺えます。

表1 財政状況指標

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
財政力指数 (%)	28.5	29.6	29.5
経常収支比率 (%)	74.8	78.3	78.2
公債費比率 (%)	9.6	9.6	8.8
実質公債比率 (%)	8.6	10.4	9.4
ラスパイレス指数	93.2	95.0	96.0
実質収支比率 (%)	2.9	2.6	3.4
財政調整基金残高 (千円)	967,244	1,003,650	1,014,315
町債現在高 (千円)	8,808,021	8,489,708	7,836,979
町債歳入比率 (%)	8.1	7.6	5.3
区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	
財政力指数 (%)	28.9	28.0	高いほど良い
経常収支比率 (%)	79.8	80.2	低いほど良い
公債費比率 (%)	8.2	7.7	低いほど良い
実質公債比率 (%)	8.7	7.1	低いほど良い
ラスパイレス指数	97.6	98.0	国を 100 とした場合
実質収支比率 (%)	1.9	2.7	通常 3~5% の範囲
財政調整基金残高 (千円)	1,088,637	1,134,906	
町債現在高 (千円)	7,294,578	6,911,740	全会計の合計
町債歳入比率 (%)	6.4	8.4	低いほど良い

は財政の豊かさ、～ は財政構造の弾力性、財政運営の効率性、～ は財政運営の堅実性をそれぞれ表しています。

## 課題

健全財政を維持しながら、安定的な運営を図るための財政計画を立てる必要があります。限られた財源の中で、行政サービスの一定水準を維持しニーズに対応するため、創意工夫を重ねて真に必要とされるサービス、効率的で質の高いサービスを選択していくことが今後の課題と考えます。

総合計画に網羅された事務事業を実施していくためには、必要な財源の確保はもちろんのこと、その後の運営費用負担や、借金返済も精査しながら取り組む必要があります。

## 主要施策

- 1 経常収支比率目標 80%以内を目指します。
- 2 公債費比率目標を 13%以内とします。
- 3 ラスパイレス指数を極力 100%以内とします。
- 4 地方債（借金）残高の減少を目指します。

- 5 財政調整基金保有目標を一般会計総額の15%とします。また、その他の特定目的基金を施設整備や各主要施策の推進に有効に活用します。
- 6 健全化判断比率各指標を基準内とします。

## 2 町税

### 現況

町税の平成17年度～平成21年度の5年間の収入をみると、不況や合理化による個人町民税の減収、配分資産の減価償却による固定資産税の減収となっています。

一方、三位一体改革に伴う所得税から町民税への税源移譲による増加や、新たな北海道電力の変電所設置による固定資産税の配分資産などの増加要因もあり、最終的には急激な減収とはなりませんでした。

しかし、個人町民税の減収の要因である不況や人口減、配分資産の減価償却による固定資産税の減収といった傾向は変わらず、今後新たな増収が見込まれない限り逡減していく状況にあります。

また、平成24年度に予定されている子ども手当による扶養控除の廃止の影響も不透明です。

#### 町税の推移

(千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
町民税	278,478	272,454	314,823	310,547	292,544
固定資産税	629,376	595,580	597,351	596,121	622,237
軽自動車税	9,964	10,248	10,641	10,865	11,088
たばこ税	44,979	45,172	45,383	41,782	38,780
入湯税	10,300	9,581	9,516	9,297	9,452
合計	973,097	933,035	977,714	968,612	974,101
要因			税源移譲		配分資産

町税の滞納を予防し町税負担への不公平感の解消を図ることを目的として、平成18年度から、町税の滞納に対する特別措置に関する条例を施行したことにより、納税意識の向上が図られてきました。

町税収納率の推移

(%)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
収納率 現年分	99.5	99.6	99.7	99.7	99.7
滞繰分	18.3	24.3	27.1	22.8	19.7
合計	97.4	98.1	98.8	98.8	98.8

## 課題

町財政の基盤をなす町税収入の確保において、超高齢化社会による町道民税の年金からの特別徴収が始まるなど、徴収制度が改正されてきています。

しかし、長引く不況の中、勤労者人口の減少や総所得の伸びがみられない中で、さらに町税の収納の確保を図らなければなりません。

## 主要施策

- 1 課税客体の把握と適正課税の堅持に努めます。
- 2 納期内完納の推進と収納率の向上を図ります。
- 3 正しい税知識の普及に努めます。
- 4 親切的な納税相談を実施します。